奈良市幼保再編実施計画の 再編優先エリア実施方針について

一 再編を次のステップへ進めます —

1	[市立幼保施設の再編について]	1
2	[再編優先エリアについて]	1
3	[幼稚園と保育園が一体化したこども園とは]	1
4	[幼保再編によるこども園移行方針について]	2
5	[市立幼保施設の再編方式について]	4
6	[市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方について]	4
7	[保育料について]	4
8	[市立幼稚園における園児募集停止等基準について]	5
9	[園児募集停止等基準該当園について]	5

平成27年3月

子ども未来部子ども政策課

① 「市立幼保施設の再編について]

本市では、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、少子化及び厳しい財政状況下において、安定的・継続的に保育ニーズに沿った質の高い教育・保育を提供していくことをめざしています。 その取組の中核を担うものとして、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、民間活力を最大限に活用するとともに、市立幼稚園と市立保育所を再編し一体化することで幼保連携型認定こども園(市立

つきましては、平成26年度末をもって再編モデルエリアの取組が完了したことを受け、再編を次のステップへ進めていきます。

② [再編優先エリアについて]

過小規模(総園児数30名未満)となる市立幼稚園のあるエリア等を再編優先エリアとして、計画的に取組 を進めていきます。

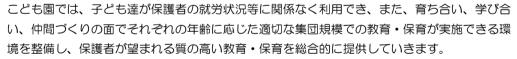
なお、これまでの再編モデルエリアの取組や実施計画策定当初よりも市立幼稚園の過小規模化が加速度的 に進んでいること(平成27年度市立幼稚園園児募集の結果)を総合的に勘案し、計画内容の見直しを行っ ています。

③ [幼稚園と保育園が一体化したこども園とは]

平成27年4月から"富雄南、都祁、左京、都跡、青和、帯解、月ヶ瀬"の7園で"市立こども園"(幼保連携型認定こども園)が運営開始します。

♣ 市民ニーズに対応した施設、それが "こども園"です!

市立幼稚園と市立保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる就学前の子どもの施設が"こども園"です。







帯解幼稚園

- 保育を必要としない 4~5歳児対象
- ・ 弁当
- 開園 9時 閉園 14時

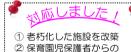
帯解保育園

- 保育を必要とする 〇~5歳児対象
- 給食
- 開園 7時30分 閉園 18時30分

\Rightarrow

帯解こども園

- ・保育を必要としない3~5歳児と 保育を必要とする0~5歳児対象
- 給食
- 開園 7時30分 閉園 18時30分



整備 ③ 幼稚園児保護者からの ニーズに応え3歳児保 育、給食や預かり保育 を開始

ニーズに応え駐車場を

🤲 開園時間を延長します!

"富雄南、左京、都跡、青和"については、こども園への移行に際し、開園時間を午前7時30分から午後6時30分までに延長し、働いている保護者等にも利用しやすくします。

地域の子育て支援の拠点として、通園している子どもだけではなく、地域の子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実施しています。



④ [幼保再編によるこども園移行方針について]

再編に向けたスケジュールや施設の活用方法等の詳細については、関係保護者や地域の方々に説明会を開催するなど、きめ細かな説明を行っていきます。なお、各こども園の開園時期は、工事の進捗状況等により変更になる場合があります。

また、市立幼保施設の再編内容は各エリア単位で記載していますが、私立園も含め、本市には小学校のような園区の設定はありませんので、例えば通勤時に便利なエリアなどを希望して申し込むことなどができます (どちらの施設にも定員はあります)。

🤲 表記について

[運営主体] -



奈良市が運営する施設



学校法人や社会福祉法人が 運営する施設

[運営形態] 一



幼保連携型認定こども園



認可幼稚園



認可保育所

運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容	
†	幼	鼓阪北	→	市	C	若草	0~5	鼓阪北幼と若草保を再編し、一体化	
†	保	若草	H30年4月			保育園舎	歳児	することで市立こども園へ移行	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
運営 主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容	
申	幼	右京		†		神功 保育園舎 神功 幼稚園舎	O~5 歳児	右京幼、神功幼、神功保を再編し、 一体化することで市立こども園へ移 行	
†	幼	神功	→ H29年4月						
市	保	神功				<i>9</i> 371112811			
運営	運営			運営	運営		–		
主体	形態	施設名称	[移行予定]	主体	形態	活用園舎	対象	方針内容	
市	幼	朱雀	→	市	<i>-</i>	朱雀 保育園舎	O~5 歳児	朱雀幼と朱雀保を再編し、一体化することで市立こども園へ移行	
市	保	朱雀	H30年4月		J			朱雀幼稚園舎の分園としての活用を 検討	
運営 主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営 主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容	
†	幼	東登美ケ丘	→ H30年4月	(T)	C	東登美ケ丘幼稚園舎	3~5 歳児	登美ケ丘地域をメインエリアとした 子ども・子育て支援の拠点施設とし て、こども園へ移行	

※ 登美ケ丘周辺地域の市立幼保施設の状況から、再編対象施設を拡大する場合があります。

運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営 形態	活用園舎	対象	方針内容
#	幼	鶴舞	H29年4月	私	C	鶴舞 幼稚園舎	O~5 歳児	民間活力を活用し、私立幼保連携型認定こども園へ移行
運営主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
市	幼	辰市	_			m+=-	0~5	
T T	保	辰市	H29年4月	市	C	既存園舎	歳児	ることで市立こども園へ移行
運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
市	保	高円	—			高円	0~5	高円保、東市幼を再編し、一体化す
市	幼	東市	H29年4月	市	C	保育園舎	歳児	ることで市立こども園へ移行
運営主体	運営形態	施設名称	[移行予定]	運営	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
Tip I	保	柳生	→			柳生	1~5	柳生保と大柳生幼を再編し、一体化
市	幼	大柳生	H28年4月	T T		保育園舎	歳児	することで市立こども園へ移行
市	保	布目	H28年4月	市	ī.	_布目。	0~5	布目保と田原幼を再編し、一体化す ることで市立こども園へ移行
市	幼	田原	H29年4月			保育園舎	歳児	なお、田原幼は平成29年度から移行
運営主体	運営 形態	施設名称	[移行予定]	運営主体	運営形態	活用園舎	対象	方針内容
市	保	京西			C	京西	0~5	京西保と六条幼を再編し、一体化す
(†)	幼	六条	H29年4月	市		保育園舎	歳児	ることで市立こども園へ移行

→ その他市立幼保施設の再編について

さらなる再編方針についても園児数や施設の状況等を総合的に勘案し、平成27年6月中を目途に市民の 皆様にお知らせできるように調整を進めていきます。

⑤ 「市立幼保施設の再編方式について]

各幼保施設の再編による「こども園」への移行については、例えば次のような方式を活用しながら実施していきます。また、再編後の各施設は、地域の実情等に応じてO~5歳児対象の施設や3~5歳児対象の施設などとなります。







⑥ [市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方について]

奈良市幼保再編実施計画に基づき、「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」を平成27年3月 に策定しました。

本考え方をもとに、民間活力を最大限に活用し、市直営では迅速な実現が難しい園独自での保育ニーズに添ったサービス展開をめざします(例えば、午後8時までの開園や特色ある保育環境の整備など)。

⑦ [保育料について]

次のとおり、こども園に移行したことで保育料が変わることはありません。

ただし、平成27年4月にスタートする国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、就学前の子どもの施設の保育料の考え方が変わります。平成27年4月現在の各施設保育料の考え方は次のとおりです。

[新制度:3号認定]

 運営
 運営

 主体
 形態

 市
 保

 保育園的な利用の 〇~2歳児は、同一 保育料金表により 算定 父母の所得に応じ た負担

 私
 こ
 [新制度:2号認定]

 運営
 運営

 市
 幼稚園的な利用の3~5歳児は、同一保育料金表により算定

 私
 こ

 た負担

[新制度:1号認定]

[私立幼稚園]



➤ 新制度による料金体系ではない場合、「幼稚園就園奨励費」として、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額をキャッシュバックする制度があります。

- ※ 平成27年度は新たな保育料に対する移行措置があります。
- ※ その他(給食費等)実費負担が発生する場合があります。
- ※ 私立幼稚園が今後新制度の料金体系へ移行する可能性があります。

⑧ [市立幼稚園における園児募集停止等基準について]

本基準は、市立幼保施設の再編を推進することを目的に平成26年10月に新たに制定しました。園児募集の結果、2年保育(4歳)の園児の応募が15名未満で、かつ翌年度の在園予定園児数(4、5歳の合計)が30名未満となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止することとしています。なお、統合再編等により特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。

⑨ [園児募集停止等基準該当園について]

平成27年4月入園分園児募集の結果、上記基準に該当した市立幼稚園の園児募集方針については、次のと おりとします。

なお、幼保再編に期間を要する園については、スムーズなこども園への移行を図るため、一定条件のもと 園児募集を継続することとしてます。

	H27年4月見込			(H26年5月)			
施設名	4歳児 5歳児 計			現在総園児	今後の市立幼稚園としての園児募集方針		
鼓阪北 幼稚園	2	11	13	(13)	H29年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、こども園へ移行するH 30年4月には園舎が変わります。		
右京 幼稚園	4	8	12	(24)	H28年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、こども園へ移行するH 29年4月には園舎が変わります。		
神功 幼稚園	7	13	20	(25)	H28年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、H29年4月からこども 園へ移行します(分園方式を検討)。		
朱雀 幼稚園	10	13	23	(29)	H29年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、H30年4月からこども 園へ移行します(分園方式等を検討)。		
東登美ケ丘 幼稚園	10	15	25	(40)	H29年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、H30年4月からこども 園へ移行します。		
鶴舞 幼稚園	10	10	20	(21)	H28年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、H29年4月から私立認 定こども園へ移行します。		
辰市 幼稚園	13	15	28	(26)	H28年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、こども園へ移行するH 29年4月には園舎が変わることがあり ます。		
東市幼稚園	6	3	9	(13)	H28年4月入園分まで園児募集を継続 します。但し、こども園へ移行するH 29年4月には園舎が変わります。		
大柳生 幼稚園	0	0	0	(3)	H27年4月から休園し、今後の園児募 集を停止します。		
田原幼稚園	3	3	6	(5)	H28年4月から布目保育園がこども園 へ移行することを受け、今後の園児募 集を停止します。		